

◎新潟県告示第950号

次の診療所は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づく基準に該当しなくなったので救急診療所でなくなった。

平成27年7月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 名称及び所在地  
医療法人社団 村井整形外科医院  
新潟市東区上木戸1丁目3番6号
- 2 救急診療所でなくなった日  
平成27年3月5日